

許 可 条 件 (案)

- 1 財産を使用目的以外に使用してはならない。
- 2 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 4 財産を使用するための必要費、財産に投じた有益費その他の費用を市に請求することはできない。
- 5 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 6 財産の使用に伴い市に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
- 7 財産の使用について、市が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。
- 8 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。
- 9 次のいずれかに該当するときは、市は許可を取り消すものとする。市は、許可の取消しによって使用者及び広告主に生じた損失を補償しない。
 - (1) 公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。
 - (2) 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。
 - (3) 許可申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (4) 使用者が暴力団等であることが判明したとき。
 - (5) 広告掲載に関して、市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (6) 本件に係る広告募集説明書等に規定する申請資格を満たしていなかったことが判明したとき。
 - (7) 広告掲載契約が解除されたとき。
- 10 市が許可期間を更新することが適当であると認めるとき、使用許可の更新を申請できる。ただし、更新を含めた許可期間は、5年を限度とする。
- 11 前項の規定により、使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の30日前までに申請をしなければならない。
- 12 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- 13 財産の附帯設備等の使用に伴う光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。
- 14 既納の使用料は還付しない。
- 15 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以後の使用料を変更する。
- 16 使用料は、市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付しなければならない。それらの納期限が指定する納期限までに納付されないときは、川崎市債権管理条例（平成25年10月8日条例第42号）第6条及び附則第3項の規定による延滞金を支払わなければならない。

- 17 広告主が次の各号のいずれかに該当するとき、市は広告掲載を取り消すことができる。この場合に、取り消しによって使用者及び広告主に生じた損失を市は補償しない。
- (1) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (2) 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準に規定する規制業種及びその他広告を掲載しないこととする事由に該当するとき。
- 18 広告主及び広告内容について、14日前までに事前に市に報告し、市の承認を受けること。
- 19 広告主を募る際には、市があっせん及び媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行うこと。
- 20 広告内容に関する一切の責任は使用者又は広告主(以下「使用者等」という。)が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- 21 広告に関して、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、使用者等が全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応する。
- 22 市に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、広告主から使用者の広告活動に関連して被害を受けた旨の請求がなされた場合は、使用者等の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

参 考	川崎市債権管理条例 制定：平成25年10月 8 日条例第42号
第 6 条 第 1 項	市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入（以下「税外収入金」という。）について同項の規定による督促をしたときは、この条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。
第 2 項	前項の延滞金は、当該督促に係る税外収入金の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税外収入金の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、税外収入金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった税外収入金の額を控除した額とする。
第 3 項	前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
第 4 項	第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
附則 第 3 項	当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。